

週休2日交替制モデル FAQ【近畿版】

～働き方改革に取り組める環境整備～

週休2日
のお知らせ

近畿地方整備局 企画部 技術管理課

週休2日交替制モデル工事

- 労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていく必要があります、働き改革を推進する観点から週休2日工事に取り組んでいます。
 - 週休2日の適用は、現場閉所が条件となっているため、通年作業が必要な工事等に適用できていない課題があります。
- ⇒ 現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日とする新たな取り組みとして週休2日交替制モデル工事の試行を行っています。

■対象工事

- 維持工事等
- 災害復旧など現場閉所困難工事

・河川維持、道路維持及び道路照明施設維持補修にかかる工事又は作業（工事目的物が存在しない作業も含む）
 ・ただし、河川維持にかかる工事又は作業において、護岸、根固等で単独設計することが適当なものについては含まない

■対象期間

- 工事着手日から工事完成日まで
- ただし、工事期間のうち、一定期間のみ従事する技術者・技能労働者については、施工体制台帳に記載されている期間とする

対象期間外

- ・年末年始6日間（12/29～1/3） ※通年施工の維持工事等を除く
- ・夏期休暇3日間（8/14～8/16） ※通年施工の維持工事等を除く
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは

- ・災害その他避けることのできない事由がある場合であり、（労働基準法第33条に該当すると認められる場合）
 交替制による休日確保が困難である期間として、確認対象期間から控除

発注方式(R3.4.1～R5.3.31公告工事)

■発注者指定型

- 発注者が週休2日（4週8休以上）に取り組むことを指定
- 当初から4週8休以上の達成を前提とした補正を行い、当初予定価格を算出
- 確認対象期間における休日取得計画がわかる計画工程表等を施工計画書に明示

達成 ⇒ 4週8休以上のみ達成として取扱う。
⇒ 工事成績で評価

未達成 ⇒ 補正係数を減額変更
⇒ 受注者の責により達成できない場合は、工事成績を減点する場合がある。

■受注者希望型 R4更新

- 当初から4週8休以上の達成を前提とした補正を行い、当初予定価格を算出
- 受注者は実施意思の有無を監督職員と協議
なお、工期が複数年度にまたがり、各年度毎に精算変更を行う工事では、各年度の実施意思の有無については、各年度始めに監督職員と協議。
→確認対象期間における休日取得計画がわかる計画工程表等を施工計画書に明示

達成 ⇒ 現場閉所の達成状況に応じた補正係数を適用し、請負代金額を変更
⇒ 工事成績で評価

未達成 ⇒ 補正係数を減額変更
⇒ 未達成でも工事成績の減点は行わない。

■発注者指定型

- 発注者が週休2日（4週8休以上）に取り組むことを指定
- 当初から4週8休以上の達成を前提とした補正を行い、当初予定価格を算出
- 確認対象期間における休日取得計画がわかる計画工程表等を施工計画書に明示

達成	⇒ 4週8休以上のみ達成として取扱う。
	⇒ 施工計画書に定めた法定休日・所定休日を予定とおり達成で加点評価
未達成	⇒ 補正係数を減額変更
	⇒ 受注者の責により達成できない場合は、工事成績を減点する場合がある。

■ 休日取得状況を確認する対象者

- ・施工体制台帳上の元請け・下請け全ての技術者・技能労働者を対象とする
→ただし、当該工事に一時的に従事した（休日を含んだ一ヶ月間を連続で稼働していない）
技術者・技能労働者は対象外

■ 休日率及び平均休日率

- ・休日率（%）＝各技術者・技能労働者の休日日数÷確認対象期間
- ・平均休日率（%）＝対象の全技術者・技能労働者の休日率の平均

【4週8休以上】

平均休日率が
28.5%以上

【4週7休以上 4週8休未満】

平均休日率が25%(7日/28日)
以上28.5%未満

【4週6休以上 4週7休未満】

平均休日率が21.4%以上
(6日/28日) 25%未満

※維持工事等で、工期が複数年度にまたがり、各年度で精算を行う場合は各年度毎に算出すること

※休日率、平均休日率は小数第3位までとし小数第4位を四捨五入する

【4週8休以上の例】

工事着手前に確認

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	93	31.0%	
	▲▲	300	86	28.7%	
B建設(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	

「休日日数の割合」
の平均値

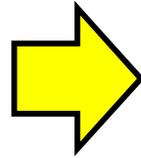
工事完成時に確認

■ 補正方法

・補正に当たっては、平均休日率を確認した後、達成状況に応じた補正を行う

※労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信2種、機械1種のみ。

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05



(R3・4・5年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

※4週6休未満は補正なし

※R3.4.1以降手続きを行う案件より適用

■ 休日日数の確認方法

・変更施工計画書において、施工体制台帳の元請け・下請け全ての技術者・技能労働者を明示

⇒ 各技術者・技能労働者毎の休日日数を報告書(打合せ記録簿)をもって状況の把握を行う

※原則、1箇月ごとに受注者から報告

■ 4週8休達成時の増額費用 (例)

直接工事費 約5500万の工事
(うち労務費約4000万)

労務費 : 1.05
現場管理費率 : 1.03

工事価格 約500万増
(当初工事価格の約4%増)

Q 1 : 週休2日交替制モデル工事の対象工事は？

A 1 : ・維持工事

(具体的には、河川維持作業、道路維持工事、道路照明施設維持補修工事、街路樹維持工事など)

・現場閉所困難工事

(具体的には、災害復旧工事、出水期や完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事など)

Q 2 : 交替制による休日確保の対象者は？

A 2 : 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象とする。

ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外。

(※一時的に従事した技術者及び技能労働者とは休日を含んだ一ヶ月間を連続で稼働しない技能者・技能労働者を想定している。)

Q 3 : 国土交通省では、警備会社も施工体制台帳に記載するようになっているが、交通誘導警備員も休日確保の対象でよいのか？

A 3 : 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象とするため、交通誘導警備員は対象外。

Q 4 : 休日確保の確認は当該工事のみでよいのか？

A 4 : 対象とする技術者・技能労働者が当該工事で休日を確保しているかを確認する。

Q 5 : 休日確保の実態はどのように確認するのか。

A 5 : 原則、1箇月ごとに、各技術者・技能労働者毎の休日日数を受注者から報告を受け、状況の把握をします。

Q 6 : 施工計画書に明示させる計画工程表等は何を想定しているか？

A 6 : 対象者ごとに確認対象日数、作業日数、休日日数、休日率、全対象者の休日率を平均した平均休日率を明記することとする。

Q 7 : 確認対象期間とは？

A 7 : 工事着手日から工事完成日までをいう。ただし、工事期間のうち、一定期間のみ従事する技術者・技能労働者については、施工体制台帳に記載されている期間とする。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間(通年施工の維持工事を除く)及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まれない。

Q 8 : 現場代理人は常駐していなければならないのではないか。(現場代理人は交替できないのではないか。)

A 8 : 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。(契約書第10条第3項)

Q 9 : 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を対象外ということは、道路維持工事で事故や苦情等により出勤した場合も確認対象期間の対象外となるのか？

A 9 : 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、災害その他避けることのできない事由がある場合(労働基準法第33条に該当すると認められる場合)であり、交替制による休日確保が困難である期間として、確認対象期間から控除することとする。そのため、事故の復旧や苦情対応(ガードレール片の清掃や路面の応急処理等)による出勤は確認対象期間を対象となる。

＜参考:労働基準法＞

第33条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

Q 10 : 除雪作業を含む維持工事は、交替制であっても週休2日確保は困難。

A 10 : 災害その他避けることのできない事由がある場合(労働基準法第33条に該当すると認められる場合)には、交替制による休日確保が困難である期間として、確認対象期間から控除することとする。

Q 11 : 待機日(現場に戻りうる体制を確保している日)は休日にカウントしてもいいのか。

A 11 : 建設業の働き方改革を推進する観点から、実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。

Q 12 : 監理技術者は専任の者でなければならないのではないか。(監理技術者は交替できないのではないか。)

A 12 : 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではない。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えない。
なお、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合、監理技術者が現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者の休暇取得等を不用意に妨げることのないように配慮すること。

R4更新

Q 13 : 休日に緊急巡回作業、凍結防止作業の指示が入り数時間程度作業を行った場合は、出勤日数に入るのか

A 13 : 災害その他避けることのできない事由がある場合には、確認対象期間から控除します。また、降雪により交通等社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する凍結防止作業等についても、確認対象期間から控除します。

Q 14 : 週休2日交替制モデル工事で、達成できなかった場合はペナルティーがあるのか？

A 14 : 発注者指定型で、受注者の責により確保できない場合は、工事成績を減点する場合があります。受注者希望型は、4週6休以上を達成できない場合でもペナルティーはありません。

R4新規

Q 15 : 令和4年度以降も履行証明書を発行して頂けるのか。

A 15 : 時間外労働規制適用に向け、週休2日の取組が標準となっていくため、令和4年4月以降に公告手続きを開始した案件より発行対象外となります。